

## 寡婦（夫）控除のみなし適用について

寡婦（夫）控除のみなし適用とは、税法上、本来寡婦控除が取れない未婚の母（父）に、寡婦控除があるものとみなして特別に保育料を算定することです。

寡婦（夫）控除のみなし適用を希望される方は、毎年度申請が必要となります。「申請書（ホームページにてダウンロード可）」、「戸籍謄本（戸籍全部事項証明書を含み、発行日から1ヶ月以内のものに限る。）」および「平成30年分・令和元年分源泉徴収票」を鳥取市までご提出ください。

ただし、寡婦（夫）控除のみなし適用後も階層が変わらない場合がございますのでご了承ください。

## 令和2年度 鳥取市保育料金額表（2号・3号認定）

### ◎3歳未満児の保育料

児童が属する世帯の階層区分			保育料（月額）			
階層	定義		保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円	0円		
B1	A階層を除き、市町村民税が非課税の世帯	ひとり親世帯等	0円	0円		
B2			0円	0円		
C1	市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	5,750円	5,550円	
C2		（均等割のみの場合を含む）		13,600円	12,900円	
D1		a	48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	5,750円	5,550円
		b	57,700円以上 72,800円未満	ひとり親世帯等	19,200円	18,200円
D2		a	72,800円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	7,150円	6,900円
		b	77,101円以上 97,000円未満		23,800円	22,600円
D3			97,000円以上 133,000円未満		28,000円	26,600円
D4			133,000円以上 169,000円未満		34,000円	32,300円
D5			169,000円以上 235,000円未満		40,000円	38,000円
D6			235,000円以上 301,000円未満		46,000円	43,700円
D7		301,000円以上 397,000円未満		52,000円	49,400円	
D8		397,000円以上		58,000円	55,100円	

### 《留意事項》

児童の年齢は、4月1日付けの年齢で年度内の保育料を決定しますので、年度の途中で誕生日を迎えて年齢が3歳になっても保育料の変更はありません。

### 《保育料金額表の見方》

- この表の「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者と同居している世帯、特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金等の受給者と同居している世帯をいいます。  
なお、ひとり親世帯等で市町村民税所得割課税額が77,101円未満である世帯の保育料は、第2子以降無料となります。
- 市町村民税が非課税の世帯の保育料は無料です。
- 同一世帯の第3子以降の保育料は、市町村民税の額にかかわらず無料となります。
- 同一世帯から2人以上入所している場合の保育料は、最年長児（1人目）が3歳以上児の場合、2人目は全額分の1/2、最年長児（1人目）が3歳未満児の場合は、1人目は全額、2人目は全額分の1/5となります。ただし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満である世帯の2人目は、最年長児の年齢区分にかかわらず無料となります。
- 保育所入所児童のきょうだい（就学前児童に限る）が幼稚園・認定こども園に在園又は障害児通園施設・小規模保育事業等を利用している場合、きょうだいを保育所入所児童とみなし保育料は④のとおり算定します。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円未満で児童が2人以上いる世帯は、第1子が保育所等に入所していない場合であっても第2子の保育料は半額となります。